

保育園

入園手続きが始まります

申込み・問合せ先／子育て支援課（979-8128）



保育園	対象	定員	開園時間
町立西部保育園 (住所：間宮 632-1 電話：978-6001)	満1歳～就学前 (平成27年4月2日～令和2年4月1日生まれ)	190人	平日 7時15分～18時15分 土曜日 7時15分～18時15分
組合立若葉保育園 (住所：間宮 42-1 電話：978-3261)	8か月児～就学前 (平成27年4月2日～令和2年8月1日生まれ)	45人	平日 7時15分～19時 ※1 土曜日 7時30分～17時
私立ひまわり保育園 (住所：平井 1328-1 電話：978-9671)	2か月児～就学前 (平成27年4月2日～令和3年2月1日生まれ)	60人	平日 7時15分～18時15分 土曜日 7時15分～17時30分
私立函南さくら保育園 (住所：上沢 70-2 電話：979-1350)	6か月児～就学前 (平成27年4月2日～令和2年10月1日生まれ)	150人	平日 7時～19時 ※2 土曜日 7時～15時
私立仁田マーガレット保育園 (住所：仁田 480-1 電話：978-7780)	2か月児～就学前 (平成27年4月2日～令和3年2月1日生まれ)	120人	平日 7時～19時30分 ※2 土曜日 7時～18時

(※1) 18時15分以降は延長保育 (※2) 18時以降は延長保育

入園申請

書類の配布

○子育て支援課窓口で配布しています。町ホームページからも入手可能です。必要な書類は家庭により異なります。詳細はお問い合わせください。

受付

期間

○10月26日(月)～11月13日(金)17時15分に子育て支援課へ提出してください。
※令和2年1月1日以降に函南町に転入した人はマイナンバーカード(またはマイナンバー通知カードと顔写真付きの身分証明書)が必要です。

保育所

利用者負担額

○3歳児～5歳児、0歳児～2歳児で住民税非課税世帯は無料。それ以外の人は保護者の市町村民税の課税状況により算出し、毎月納付していただきます。

注意事項

その他

○在園児童の継続申請書類は、現在入園中の保育園で配布・提出です。
○定員などで希望する園に入園できない場合があります。
○入園後数週間程度ならし保育を行います。
○保育中の人も令和3年度の申請が必要です。

保育を

必要とする事由

次のいずれかに該当すること

- 家庭外就労
家庭外で月に96時間以上労働している(例：1日6時間以上、月16日以上)
- 家庭内就労
家庭で96時間以上、児童と離れて家事以外の労働をしている
- 妊娠・出産
保護者が出産の前後のとき(出産予定の42日前～56日後)
- 疾病・障害
保護者が病気、負傷、心身に障害がある
- 介護・看護
同居している家族などで、介護・看護が必要な人を常時介護・看護している
- 災害復旧
火災、風水害、地震などの復旧にあたっている
- 求職活動
求職活動(起業準備を含む)を行っている
- 就学
保護者が就学中または、職業訓練を行っている
- 育児休業
育児休業中で既に保育園を利用している児童の継続が必要である(育児休業年度の翌年度内に職場復帰できる場合のみ)
- 虐待・DV
児童虐待、またはその恐れがある。配偶者からの暴力により児童の保育が困難である

特別会計の歳入・歳出

特別会計	歳入	歳出
土地取得	1億2,381万3千円	1億2,381万3千円
国民健康保険	42億6,708万1千円	41億8,911万8千円
後期高齢者医療	4億6,112万1千円	4億6,111万9千円
介護保険	30億4,736万3千円	30億333万7千円
農業集落排水事業	1,076万2千円	1,042万9千円
平井財産区	121万7千円	121万7千円
上沢財産区	1千円	1千円
下水道事業※	収益的収支	9億8,875万1千円
	資本的収支	3億6,888万6千円
上水道事業※	収益的収支	6億1,828万6千円
	資本的収支	164万6千円
畑、丹那簡易水道※	収益的収支	1,005万1千円
	資本的収支	0円
田代、軽井沢、丹那地区簡易水道※	収益的収支	3,989万3千円
	資本的収支	2,165万円
東部簡易水道※	収益的収支	1億8,338万3千円
	資本的収支	1,186万4千円

※公営企業会計

特別会計

特定の事業を行う12の特別会計(土地取得、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、農業集落排水事業、平井財産区、上沢財産区、下水道事業、上水道事業、畑・

丹那簡易水道、田代・軽井沢・丹那地区簡易水道、東部簡易水道)の歳入・歳出決算額は次の表のとおりです。

健全化判断比率 資金不足比率

▼函南町は健全
自治体の財政破たんを未然に防ぐため、財政状況の悪化した団体には早期健全化と再生を促す法律「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)と資金不足比率を公表します。

【健全化判断比率】

	函南町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.85%	20.00%
連結実質赤字比率	—	18.85%	30.00%
実質公債費比率	5.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率	56.7%	350.0%	

実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字であるため「—」で表示されています。

主要施策

▼函南中学校大規模改修事業
昨年度に引き続き、建築後46年が経過した函南中学校の大規模改修を実施し、安全で安心な教育環境の改善に努めました。
▼光ファイバ網整備補助金事業
高速インターネットが未整備であった山間東部地域に光ファイバ網を整備するため、光回線を提供する事業者へ補助金を交付し、情報通信基盤の地域格差の是正を図りました。
▼災害救助事業、災害復旧事業
令和元年東日本台風による町内各地での甚大な被害に対し、迅速な災害救助、災害復旧に取り組みました。

【資金不足比率】

	函南町	経営健全化基準
上水道事業特別会計	—	20.0%
簡易水道特別会計	—	20.0%
下水道事業特別会計	—	20.0%
農業集落排水事業特別会計	—	20.0%

黒字であるため「—」で表示されています。